

憲法・人権軽視には×印を!

第23回最高裁判所裁判官国民審査

何も書かないと信任。○や△は無効です
3枚目の投票用紙を忘れずに

12月14日は総選挙の投票日。投票所では衆議院議員の小選挙区、比例区の投票用紙とともに3枚目の紙 — 最高裁判官の国民審査の投票用紙が配られます。華々しい衆議院の選挙戦に隠れて、ともすればこの投票を忘れがちではないでしょうか。

最高裁判所は、国会(立法)、内閣(行政)と並ぶ三権の一つ、司法の最高機関です。「憲法と人権の番人」とも呼ばれ、その判断次第で人の生命や財産、権利にも、国の指針にも大きく影響します。この2年間にも、東京大空襲、沖縄密約情報開示をはじめ、戦後補償、環境問題、人権、生活保護などに関わる重要な訴訟の判決が出されています。つい最近の

11月26日にも「一票の格差(較差)」をめぐる昨年7月参議院選挙の無効請求訴訟に対して、現状を「違憲状態」として立法院に是正を求める大法廷判決がありました。昨年には衆議院についても同様の判決を出しています。しかし、判決を下す最高裁の判事はもとより長官すら誰かほとんど知られていません。(現在は寺田逸郎長官です)



池上・山崎を中心に×を!

裁判所の改革は遅れており、とても「憲法と人権の番人」とはいえません。有権者が裁判の判決に参加・関与する裁判員制度も開始されましたが、過度の守秘義務や裁判官中心の運用や、日本の人権確立の遅れで、求刑より重い判決まで出ています。

最高裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会です。とはいえ、裁判官の経歴、判決内容、憲法や人権に対する考えなどはほとんど知られていないので、棄権のつもりで何も書かずに投票する人が多いのが実状です。しかし、無印のままでは信任、○や△は無効となってしまいます。

私たちは、このきわめて非民主的な審査方法をただすため、審査対象裁判官の十分な情報提供や、○×式への改正を求めています。改善されていません。投票のやり方やルールの説明すら不十分です。期日前投票が、総選挙では公示日翌日からできるのに、国民審査は投票日7日前からしかできません。

いまの制度では×印をつけることが権利行使です。対象裁判官の過去の実績や経歴を検討するとともに、制度自体に対する批判としても「×」を増大させましょう。意見が違うのでやめさせたい裁判官、憲法と人権を守らない裁判官、民主的な改革に逆行する裁判官には×印をつけましょう。わからないときは投票用紙を返しましょう。

今回は、鬼丸かおる、木内道祥、池上政幸、山本庸幸、山崎敏充の5人の裁判官が対象です。私たちは、安倍内閣が強引に閣議決定した「集团的自衛権の行使」や、「一票の格差(較差)」選挙無効請求訴訟の判決(昨年11月衆議院、本年11月参議院についての大法廷判決)での姿勢などを踏まえて、池上政幸、山崎敏充の両裁判官を中心に「×」をつけることをよびかけます。

わからないときは
投票用紙を返しましょう

昨年7月参院選無効訴訟での最高裁判官の判断 (11月26日)

名前(敬称略)	出身	判断	意見の要旨
寺田 逸郎	裁判官	△	
白木 勇	裁判官	△	違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったが、定数配分規定自体が、違憲とは言えない。現行の都道府県を単位とする区割りを変更、早急に選挙制度の仕組みを見直す必要がある(多数意見と同じ)
大谷 剛彦	裁判官	△	
小貫 芳信	検察官	△	
池上 政幸	検察官	△	
桜井 龍子	行政官	△	投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わる極めて重要な問題であり、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、喫緊の課題だ。前回2012年と今回の判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体を見直す立法措置がすみやかに実現されること強く望まれる
金築 誠志	裁判官	△	
岡部 喜代子	学者	△	
山浦 善樹	弁護士	△	
山崎 敏充	裁判官	△	
千葉 勝美	裁判官	△	国会の抜本改革の内容が、2016年選挙が違憲かどうかを判断する重要な事項
大橋 正春	弁護士	×	国会は、当面の選挙を対象とし、抜本的な改革の先送りを繰り返している
鬼丸 かおる	弁護士	×	今回の選挙までの約3年9カ月で、投票価値の平等の実現は可能だった
木内 道祥	弁護士	×	一部の選挙区のみ無効と判断することは可能だ
山本 庸幸	行政官	×	議員1人当たりの有権者数が少ない選挙区については、即時、無効とすべきだ

フォーラム平和・人権・環境
 連絡先 東京都千代田区神田駿河台3-2-11連合会館1F
 TEL03-5289-8222 FAX03-5289-8223
<http://www.peace-forum.com/>
 E-Mail:peace-forum@jca.apc.org

国民審査を受ける最高裁判所裁判官(就任順)

	<p>おにまる かおる 鬼丸かおる (65歳) 元・日弁連役員 第2小法廷 2013年2月就任</p>		<p>【経歴】1973年東京大学法学部卒業、司法修習生、75年弁護士登録(山梨県弁護士会)、78年東京弁護士会に登録換、93年日弁連両性の平等に関する委員会委員、94年司法研修所民事弁護教官、98年日弁連法曹養成センター委員、東弁法曹養成センター副委員長、2001年日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員、05年東弁法曹養成センター委員長代行、06年東弁高齢者・障害者の権利に関する特別委員長。 【関与した裁判】2012年12月第46回衆院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で、違憲状態との多数意見に同意するも全面賛成せず立法府の改正作業期間が短期(1年9ヵ月)であったことを理由にあげる(13.11.20)。沖縄密約開示訴訟で不開示判断に関与(14.7.14)。永住外国人は生活保護法対象外とする初判断に関与(14.7.18)。NHKの10年との主張に受信料時効5年の判決に関与(14.9.5)。岡山県議会政務費全面開示命令の裁判長(14.10.29)。2013年7月第23回参院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で、「違憲」との反対意見、約3年9ヵ月の期間があり投票価値の平等の実現は可能だったとする(14.11.26)。</p>
	<p>きうち みちよし 木内 道祥 (66歳) 元・日弁連役員 第3小法廷 2013年4月就任</p>		<p>【経歴】1973年東京大学法学部卒業、司法修習生、75年弁護士登録(大阪弁護士会)、その後、大阪弁護士会で広報委、総合法律相談センター運営委、司法委、阪神大震災問題対策協議会、民事裁判改善に関する協議会、新民事訴訟法の運用に関する協議会、倒産法改正問題検討特別委、家事事件審理改善に関する協議会、家族法改正問題に関するPT、ハーグ条約問題検討PTなどの委員長・座長などの役員、日弁連で編集委、外国弁護士問題担当本部、司法制度調査会、倒産法改正問題検討検討PT、家事法制委、家族法改正PTなどの役員、法制審の民事・人事訴訟法分科会委員、最高裁の人事訴訟規則制定諮問委委員などを歴任。 【関与した裁判】2012年12月第46回衆院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で、「違憲」の反対意見(13.11.20)。性同一性障害で性別変更の夫を人工授精による子の父と認定する初判断で多数意見(13.12.10)。産廃処分場の周辺住民に訴訟資格認定する判断に関与(14.7.29)。裁判員裁判での死刑判決確定に関与(14.9.2)。マルナカへの会館売却に対する朝鮮総連の不服申し立てを棄却決定裁判長(14.11.4)。2013年7月第23回参院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で、「違憲」の反対意見、一部選挙区の無効判断可能とする(14.11.26)。</p>
<p>×</p>	<p>いけがみ まさゆき 池上 政幸 (63歳) 元・大阪高検検事長 第1小法廷 2014年10月就任</p>		<p>【経歴】1975年東北大学法学部卒業、司法修習生、77年検事任官、その後、東京、水戸、仙台各地検等に勤務、86年法務省刑事局付、90年釧路地検北見支部長、92年東京地検検事、94年法務大臣官房参事官、97年東京地検検事、98年法務省刑事局刑事課長、2000年法務省刑事局総務課長、01年法務省大臣官房人事課長、05年松山地検検事正、法務省大臣官房審議官、06年法務省大臣官房長、08年最高検検事、09年最高検公判部長、10年最高検刑事部長、11年次長検事、12年名古屋高検検事長、14年大阪高検検事長。 【関与した裁判】2013年7月第23回参院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で多数意見(14.11.26)。</p>
	<p>やまもと つねゆき 山本 庸幸 (65歳) 元・内閣法制局長官 第2小法廷 2013年8月就任</p>		<p>【経歴】1973年京都大学法学部卒業、通商産業省入省、85年特許庁総務課総務課工業所有権制度改正審議室長、88年通産省産業政策局商政課取引用室長、内閣法制局参事官(第四部)、94年通産省生活産業局繊維製品課長、96年日本貿易振興会(JETRO)本部企画部長、98年内閣法制局第一部中央省庁等改革法制室長、その後、第四部長、第二部長、第三部長、同第一部長、06年東大公共政策大学院客員教授兼務、08年早大大学院法務研究科客員教授兼務、10年内閣法制次長、11年内閣法制局長官。2013年8月、最高裁判事就任記者会見で、「集団的自衛権の行使は、従来の憲法解釈では容認は難しい。実現するには憲法改正が適切だろうが、それは国民と国会の判断だ」と発言。菅内閣官房長官が反発し注目される。 【関与した裁判】沖縄密約開示訴訟で不開示判断に関与(14.7.14)。永住外国人は生活保護法対象外とする初判断に関与(14.7.18)。NHKの10年との主張に受信料時効5年の判決に関与(14.9.5)。岡山県議会政務費全面開示命令に関与(14.10.29)。2013年7月第23回参院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で、「違憲」との反対意見、議員1人あたりの有権者数が少ない選挙区については即時無効とすべきとする初の意見(14.11.26)。</p>
<p>×</p>	<p>やまさき としみつ 山崎 敏充 (65歳) 元・東京高裁長官 第3小法廷 2014年4月就任</p>		<p>【経歴】1973年東京大学法学部卒業、司法修習生、75年判事補任官、その後、東京地裁、最高裁行政局、最高裁広報課、那覇地家裁判石垣支部および平良支部において勤務、85年最高裁調査官、87年最高裁事務局任用課長兼調査課長、93年東京地裁判事、96年同判事総括、99年最高裁秘書課長兼広報課長、2002年同人事局長、07年同事務次長、08年千葉地方裁判所長、09年最高裁事務総長、12年名古屋高裁長官、13年東京高裁長官。 【関与した裁判】産廃処分場の周辺住民に訴訟資格認定する判断に関与(14.7.29)。裁判員裁判での死刑判決確定に関与(14.9.2)。マルナカへの会館売却に対する朝鮮総連の不服申し立てを棄却決定に関与(14.11.4)。2013年7月第23回参院選無効請求訴訟の「違憲状態」大法廷判決で多数意見にくみするとともに補足意見を述べる(14.11.26)。</p>